

岡山中央弓道会規約

第1章 総則

第1条 本会は岡山中央弓道会と称する。

第2条 本会は、主たる事務局を理事長宅に置く。

第3条 本会は岡山県弓道連盟ならびに岡山市弓道連盟に所属する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会はスポーツとして、武道としての精神の涵養に努めるとともに、健康維持、体力向上そして会員相互の親睦を深め地域弓道の振興を図る。

第5条 本会は第二条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1) 会員の技術向上のため、射会・講習会を行う。要項は別に定める。
- 2) 弓道教室を開催し、初心者や新入会員の指導を行う。
- 3) 希望者には他の団体・連盟が主催する弓道競技会・審査会の参加を認める。また、代表選手を派遣する。
- 4) 岡山県弓道連盟ならびに岡山市弓道連盟から要請があれば、県内競技会・審査会に役員を派遣する。
- 5) その他本会の目的達成のために必要と認める事業を行う。

第3章 会員

第6条 本会の入会は以下の条件を定める。

- 1) 原則として18歳未満の者の入会を認めない。但し、特定の指導者の下で修練する者、本会員の家族の場合は未成年でも入会を認める。
- 2) 過去に他の弓道団体に所属し、その在籍中に弓道人として相応しくない行為があり、退会した者、ま

た他の弓道所属団体で除名・追放の処分を受けた者の入会は認めない。

- 3) 上記に該当する者でも、役員会での議決により、特例として会員として認める場合がある。

第7条 本会員は会費として一般は年額一律三千円、学生（大学、短大生）は一律千五百円を納める。本会員にして岡山県弓道連盟ならびに岡山市弓道連盟登録希望者は別に定める会費等を負担するものとする。

第8条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第9条 本会員は任意に退会することができる。

第10条 会員登録を継続する場合、7月末日を過ぎて会費を納入しなかったとき、会員としての資格を失う。

第11条 本会会員が次の各号に該当するときは、役員会の議決を経てこれを除名することができる。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- 2) 本会会員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 役員

第12条 本会には下記の役員を置く。

会長一名、副会長若干名、理事長（事務局）一名、業務担当理事若干名、理事若干名、会計一名、監事二名とする。各々兼任もあり得る。それぞれの役員は協力し、本会の目的達成と業務執行にあたる。役員
の任期はいずれも二年とし、途中で役員になった者の任期は前任役員の任期を以って満了とする。

第13条 会長その他の役員は、役員会で選任し、総会での承認により決定する。役員は本会から、岡山県弓道連盟ならびに岡山市弓道連盟に登録している者から選任する。

第14条 本会は本会役員の推薦決議により、名誉会長や顧問を推薦することができ、総会での承認により会長がこれを委嘱する。

第15条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 会議

第16条 本会は年一回総会を開く。また必要に応じて臨時総会を開く。総会では規約の改正やその他重要事項の審議を行う。役員会は随時開き、本会の運営について協議する。議事は議決権を有する出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。やむを得ず欠席する場合は委任状によって他の出席者に議決を委任することができる。

第6章 資産及び会計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、補助金その他を以って充当する。

第18条 本会の会計年度は毎年三月一日に始まり、翌年二月末日を以って修了する。

第7章 規約改正

第19条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席者の3分の2以上による議決を得て変更できる。

第20条 この規約は、この規約について議決した日から施行する。

第8章 雑則

第21条 この規約の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

第22条 この規約は昭和六十一年四月一日より実施する。

昭和六十一年四月制定

昭和六十二年三月八日改正

昭和六十三年三月三日改正

平成八年三月改正

平成十一年六月二十日改正

平成十三年三月二十五日改正

平成十八年四月三十日改正

令和二年十月三十一日改正

表彰規定

第1条 岡山中央弓道会の所属として岡山県弓道連盟に登録している本会員が全国大会、中国地域大会等で表彰された場合は祝金を支給する。

1) 最優秀選手（祝金 一万円）

全国大会等においてその大会で表彰された個人，及び団体。

全日本弓道大会 全日本弓道選手権 全日本遠的選手権

国民体育大会 ねんりんピック 等

2) 優秀選手（祝金 五千円）

中国地域連合会等の大会において表彰された個人，及び団体。

中国地域弓道選手権 中国地域範教諭士弓道大会

西日本女子弓道大会 西日本弓道大会 等

平成十四年三月三日改正 平成十六年四月二十五日改正 令和二年十月三十一日改正

岡山中央弓道会慶弔見舞金規定

第1条 会員に慶弔見舞い事項が生じた時は，その意を表する。

1) 会員が結婚の場合は，祝電と五千円の祝金を支給する。

2) 会員が死亡の時は，弔電と五千円の弔意金を供える。

会員の配偶者及び会員の一親等が死亡の時は弔電を打つこととする。

3) 会員が二週間以上にわたり入院した場合は，五千円の見舞金を支給する。

4) その他必要と認められる時は会長の判断で処理することができる。

平成五年四月四日制定 平成十一年六月二十日改正 令和二年十月三十一日改正

岡山中央弓道会奨励金規定

第1条 岡山中央弓道会から岡山県弓道連盟に登録している本会員が全国大会 選拔出場,及びその他の活動に参加するときは,奨励金を支給する。

- 1) 会員が国民体育大会,全日本選手権,全日本遠的選手権,ネンリンピック等全国大会に選抜され出場する場合は一万円の奨励金を支給する。
- 2) 会員が女子講習会・青年部研修会に出席する場合は女子部・青年部活動奨励金として各々一万円を支給する。
- 3) その他必要と認められる時は会長の判断で処理することができる。

平成十一年六月二十日制定 平成十三年二月二十五日改正

平成十六年四月二十五日改正 令和二年十月三十一日改正